

平成29年度 西部クリーンセンター焼却施設 維持管理状況

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2に基づき、一般廃棄物の焼却施設である西部クリーンセンターの維持管理に関する情報を公開するものです。
 排ガスの測定は、ダイオキシン類については年1回以上、それ以外の項目の測定は2か月に1回行っています。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
焼却処分した一般廃棄物(可燃ごみ)の量(ton)	1号炉	1,241.05	3,822.13	運転停止	運転停止	運転停止	運転停止	運転停止	運転停止	運転停止	運転停止	1,461.65	3,447.32	
	2号炉	運転停止	3,459.51	3,707.61	3,902.36	3,915.88	運転停止	3,465.49	3,815.52	3,807.18	2,699.08	3,256.08	3,407.40	
	計	1,241.05	7,281.64	3,707.61	3,902.36	3,915.88	0.00	3,465.49	3,815.52	3,807.18	2,699.08	4,717.73	6,854.72	
連続測定結果	※1 燃焼室中の燃焼ガス温度(°C) 【維持管理基準:800°C以上】	1号炉	861	895	運転停止	運転停止	運転停止	運転停止	運転停止	運転停止	運転停止	903	948	
		2号炉	運転停止	885	892	故障のため測定不能	故障のため測定不能	運転停止	879	898	942	1,015	943	940
	集じん器に流入する燃焼ガスの温度(°C)	1号炉	248	249	運転停止	運転停止	運転停止	運転停止	運転停止	運転停止	運転停止	171	172	
	※2 【維持管理基準:概ね200°C以下】	2号炉	運転停止	176	184	187	185	運転停止	180	179	178	178	179	176
	※3 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度(ppm) 【維持管理基準:100ppm以下】	1号炉	1	2	運転停止	運転停止	運転停止	運転停止	運転停止	運転停止	運転停止	運転停止	6	2
		2号炉	運転停止	11	9	9	9	運転停止	13	8	8	8	6	5

※1、3 燃焼室中の燃焼ガス温度、ろ過式集じん器に流入する燃焼ガスの温度、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度は通常運転時の月平均値を記載
 ※2 国の通達により、西部クリーンセンターのように平成9年11月30日以前に設置された施設で、排ガス温度の低下が集じん器の集じん効率の低下をもたらすような場合にあっては、燃焼ガスの温度が摂氏200度を若干上回ることがあってもやむを得ないこととされています。

排ガス測定結果

1号炉		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
排ガス中のダイオキシン類の濃度	試料採取日	H30.3.5				
	測定結果が得られた日	H30.3.29				
	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	0.000081				
【規制値:1ng-TEQ/m ³ N】						
2号炉		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
排ガス中のダイオキシン類の濃度	試料採取日	H29.6.14	H29.8.23	H29.10.25	H30.3.5	
	測定結果が得られた日	H29.7.21	H29.10.2	H29.11.30	H30.3.29	
	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	0.00013	0.00091	0.0011	0.0018	
【規制値:1ng-TEQ/m ³ N】						

		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	規制値	
排ガス中のばい煙量 またはばい煙濃度	1号炉	試料採取日	H29.4.6	H30.3.9						
		測定結果が得られた日	H29.5.1	H30.3.23						
		硫黄酸化物(排出量)	m ³ /h	1	0.49					※K値11.5で計算される測定時の排出基準値
		硫黄酸化物(濃度)	ppm	29	15					
		ばいじん	g/m ³	0.005	0.002未満					0.08g/m ³ N
		塩化水素	mg/m ³	120	21					700mg/m ³ N(O ₂ 12%換算)
	窒素酸化物	ppm	77	100					250 ppm(O ₂ 12%換算)	
	2号炉	試料採取日	H29.6.16	H29.8.10	H29.11.2	H30.3.8				
		測定結果が得られた日	H29.7.18	H29.9.22	H29.12.4	H30.3.23				
		硫黄酸化物(排出量)	m ³ /h	0.58	0.82	0.64	0.58			※K値11.5で計算される測定時の排出基準値
		硫黄酸化物(濃度)	ppm	15	22	15	20			
		ばいじん	g/m ³	0.003	0.002	0.002未満	0.002			0.08g/m ³ N
		塩化水素	mg/m ³	20	73	35	65			700mg/m ³ N(O ₂ 12%換算)
		窒素酸化物	ppm	120	100	120	110			250 ppm(O ₂ 12%換算)

冷却設備及び排ガス処理施設に堆積したばいじんの除去を行った日

除去実施項目	除去実施日
冷却設備	備考のとおり
排ガス処理設備	備考のとおり

備考)冷却設備については3回/1日、排ガス処理設備については常時、払い落としを機械的に実施。また、定期点検時に人手による清掃を実施。